

議案第91号

日東衛生組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限りで日東衛生組合が解散することに伴い、日東衛生組合同規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第290条の規定に基づき、議決を求める。

平成30年11月30日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、日東衛生組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、日東衛生組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体である愛知郡東郷町と協議する必要があるからであります。

2 主な改正点

組合の解散に伴う事務は、日進市が承継する規定を加える。

日東衛生組合同規約の一部を改正する規約

日東衛生組合同規約（昭和50年7月17日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第12条 組合の解散に伴う事務は、日進市が承継する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

日東衛生組合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
<p>(解散に伴う事務の承継) 第12条 組合の解散に伴う事務は、日進市が承継する。</p>	